平成２７年（フ）第６７５号
川崎市川崎区渡田東町17番２号
債務者　渡辺　重美
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７６号
川崎市川崎区渡田東町17番２号
債務者　渡辺　美樹
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
川崎市川崎区渡田２―18―８、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目16番44号
債務者　桑原　一彰
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
川崎市川崎区大師駅前１丁目８番２―505号
債務者　播井　清孝（旧姓竹濱）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
川崎市幸区下平間263番地　宇田川ビル　203
債務者　石田　大輔
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
川崎市宮前区犬蔵１丁目１番46号　エステートピア松井　202
債務者　加藤　聖成
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
川崎市川崎区渡田東町１番５号　ステラルーチェ　201
債務者　小林　　龍
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
川崎市川崎区台町８番18号　サンルミエール508、前住所横浜市中区不老町３丁目15番地１　アーベインルネス長者町301号室
債務者　齊藤　良一
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
川崎市多摩区菅４丁目７番59号　ペアパレス207
債務者　矢部　亮一
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
川崎市高津区下作延２丁目36番18号　ハイツグリーンロード　101、前住所川崎市高津区下作延１丁目５番20号　グランデュール溝の口　101
債務者　長谷川　健
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
川崎市幸区南加瀬１丁目16番31―304号、前住所横浜市港北区樽町２丁目１番45号　クレッセント綱島205号
債務者　井上　　功
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
川崎市幸区南加瀬１丁目16番31―304号、前住所横浜市港北区樽町２丁目１番45号　クレッセント綱島205号
債務者　井上　光子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
川崎市宮前区有馬６丁目７番12―401号　グランシャリオ
債務者　高橋　拓也
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
川崎市宮前区鷺沼１丁目13番地２　鷺沼三紫コーポ　102
債務者　鈴木　　裕
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
川崎市宮前区平５丁目１番25―205号
債務者　道口勇三郎
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２５７号
大阪府八尾市上尾町３丁目50番地の１　エクセル南野105号
債務者　島津　忠重
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部